

令和4年度
農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち
食品産業労働生産性向上技術導入実証事業
「モデル実証事業」「改良事業」

公募要領

令和5年3月

株式会社 日本能率協会コンサルティング

補助金を申請及び受給される皆様へ

株式会社日本能率協会コンサルティング(以下「JMAC」という。)が取り扱う令和4年度農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち食品産業労働生産性向上技術導入実証事業のうち、モデル実証事業および改良事業(以下「本事業」という。)は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、JMACとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)」をよく御理解の上、また以下の点についても十分に御認識いただいた上で補助金受給に関するすべての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。本公募要領及び別途定める実施規程を確認・同意の上、提出ください。
 - ② JMACから補助金の交付決定を通知する以前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
 - ③ 補助金で取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該財産の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてJMACの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。なお、JMACは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- ※ 処分制限期間とは、導入した機器等の耐用年数期間を指します。
- ※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することを指します。
- ④ 補助金の交付対象は新規製品の購入を前提とし、中古品の取得は対象外とします。中古品の購入が明らかになった場合は事業を取り消すことがあります。
 - ⑤ また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、JMACとして、補助金の受給者に対して必要に応じて現地調査等を実施します。
 - ⑥ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をJMACに返還していただきます。併せて、JMACから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
 - ⑦ なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。予め補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業への申請手続きを行うこととしてください。

株式会社 日本能率協会コンサルティング

目次

1. 事業の内容
 - 1.1. 事業背景・目的
 - 1.2. 事業名称
 - 1.3. 事業内容
 - 1.4. 応募団体の要件
 - 1.5. 補助対象事業者
 - 1.6. 申請類型及び補助対象条件
 - 1.7. 補助対象経費
 - 1.8. 補助率及び補助金上限額
 - 1.9. 補助事業期間
 - 1.10. 事業全体のスキーム
 - 1.11. 事業の全体スケジュール

2. 公募から申請、審査、交付決定まで
 - 2.1. 公募
 - 2.2. 審査
 - 2.3. 採択決定
 - 2.4. 交付決定

3. 事業開始～補助金交付
 - 3.1. 事業の開始及び事業完了
 - 3.2. 完了報告
 - 3.3. 補助金額の確定及び補助金交付

4. その他
 - 4.1. 情報の利用について
 - 4.2. 事業終了後の報告について
 - 4.3. 秘密の保持

(別紙) 公募審査基準

改定歴

版	改訂年月日	改定箇所	改定内容
初版	2023.03.06	—	新規作成

1. 事業の内容

1.1. 事業背景・目的

①背景

我が国の食品製造業・外食産業(以下「食品製造業等」とする)は、国民への食料の安定供給を担うとともに、国内農林水産業にとって最大の供給先となっており、食品製造業等、関連流通業に農林漁業や関連投資も加えた食品関連産業全体で見ると、国内生産額は約 100 兆円を超える大規模な産業であり、国内経済全体の成長にも大きな影響を有しています。

一方、食品製造業等は、食品が多品種・短期間・少量生産で、形が不定形、柔らかくつかみにくい、といった特性から自動化が困難であり、他の製造業と比較して著しく労働生産性が低くなっており、食品製造業等の生産性の向上は、我が国経済の活性化に向け喫緊の課題となっています。

特に中小企業においては、小ロット・短サイクル製品であるため工程の変更が多く、それを労働集約的に対応しており、設備化・自動化がまだ十分実現できていません。また、先端設備の設備導入を検討しても費用対効果が合わないことや、狭い敷地のために設備を設置できず、導入を断念するケースが見られるなどの実態があり、食品製造業等の多くを占める中小企業における取り組みを加速させる必要があります。

近年、食品製造業等独自の難しさを克服した機械や、食品製造業等を意識した IoT 技術や AI(人工知能)を活用した画像認識技術等も開発されつつあり、これらの技術と食品メーカーとを繋ぐシステムインテグレーター(自動化に係るシステム等の構築・運営を行う企業)や、工場診断や改善指導による業務の最適化を図る専門家等との連携を促し、「この品目・この規模の工場でも、ここまで自動化し、生産性を向上させることができる」という具体例を生み出し、各事業者に具体的な取組に向け一步を踏み出してもらうことが必要となってきます。

一方、ハード設備だけでなく生産システムを含む改善を推進するには、大きな投資を伴うことが想定されますが、食品業界においては投資金額の大きさから展開が進みにくい状況があると考えられます。そのため、食品製造業等だけではなく、設備メーカーやシステムインテグレーターなど複数企業が連携して展開を普及・加速させる基盤的・標準的技術で業種横断的な機器・システムの改良・構築を行うという取り組みについても充実を図る必要があります。

②目的

食品産業の生産性向上により国際競争力を強化するため、AI、ロボット、IoT 等を活用した食品の製造・品質管理等の自動化、リモート化技術、さらにはコロナ対策の更なる向上のための非接触型技術を実際の食品製造や飲食店等の現場にモデル的に導入、実証する取組を支援するとともに、より多くの中小企業が導入できるよう、低コスト化や小型化のための改良の取組を支援します。

※本公募要領に記載のスケジュール等については、状況に応じて変更があり得ることをご留意願います。

1.2. 事業名称

- (1) 令和4年度農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち食品産業労働生産性向上技術導入実証事業のうち、モデル実証事業(以下、「モデル実証事業」という)
- (2) 令和4年度農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち食品産業労働生産性向上技術導入実証事業のうち、改良事業(以下、「改良事業」という)

1.3. 事業内容

(1)モデル実証事業

AI、ロボット、IoT 等を活用した食品の製造・品質管理等の自動化、リモート化技術、さらにはコロナ対策の更なる向上のための非接触型技術を実際の食品製造や飲食店等の現場にモデル的に導入、実証する取組を支援します。

(2)改良事業

AI、ロボット、IoT 等を活用した自動化技術等を、業界の大宗を占める多くの中小企業が導入できるよう、低コスト化や小型化に関する改良の取組を支援します。

1.4. 応募団体の要件

本事業に応募できる団体は、いずれの事業においても次に掲げる要件のいずれかを満たすものとします。

- ①食品製造事業者、外食事業者、機械メーカー、システムインテグレーター、情報関連企業、研究機関、コンサルタント、食品製造業等関係団体、外食産業関係団体等を構成員とするコンソーシアム(以下「コンソーシアム」という。)

なお、「組織運営に関する規約」があること、また規約の中に代表事業者(以下「コンソーシアム代表事業者」という。)を設けること。

※コンソーシアム代表事業者とは

コンソーシアムを構成するすべての事業者のうち、本補助金の応募等を行い交付の対象となる代表の事業者をいいます(他の事業者を共同事業者とします)。代表事業者は、補助事業の全部又は一部を自ら行う者に限ります。代表事業者は、補助事業として採択された場合には、円滑な事業執行と目標達成のために、その事業の推進に係る取りまとめを行うとともに、共同事業者との役割分担を含む事業計画の作成等、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり JMAC が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。なお、コンソーシアム代表事業者に業種指定はありません。

- ②生産性向上に取り組み、成果物の横展開の見込みのある単独の事業者(以下「単独事業者」という。)

1.5. 補助対象事業者

本事業の補助対象事業者は以下のとおりとします。

以下の①～⑦すべての要件を満たす単独の事業者もしくはコンソーシアム代表事業者

- ①原則本邦において、事業活動を営んでいる法人及び個人事業主。

※個人事業主は、青色申告者であり税務代理権限証書の写し又は税理士・会計士等による申告内容が事実と相違ないことの証明(任意様式)を提出できること。

- ②補助事業の遂行能力を有すること。具体的な計画検討を行い、単なる設備導入や専門家の受け入れだけでなく生産能力の向上を実務的に牽引、検証する能力を有すること

- ③補助事業の内容、結果及び成果の概要について事業期間中および終了後の公表に協力できること。

※事例・成果のセミナーでの報告や、JMAC が要求する事例に関する情報提供・確認作業も含む。

- ④JMACが事業期間中及び終了後に行う調査等に協力できること。

- ⑤農林水産省の機関から指名停止の措置を受けていないほか、公正取引委員会から私的独占の禁止及び

公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けていないこと。

- ⑥本事業実施に当たって、同じテーマでの本事業以外の国庫による補助等（農林水産省のみならず他省庁の補助金、委託費、交付金等も含む）を受けていない、または受ける予定がないこと。

※本事業以外の国庫による補助等に応募することを妨げるものではない。

- ⑦本事業において購入した資産がある場合は、法定耐用年数の間、導入機器等を継続的に維持運用できること。

1.6. 申請類型及び補助対象条件

次の類型に掲げる申請内容に合致し、補助対象条件を満たす申請が補助対象事業となります。応募に際しては、申請類型のいずれかを選択することとし、重複して応募することも可能です。

(1) モデル実証事業

① コンソーシアム

<申請内容>

AI、ロボット、IoT 等を活用した食品の製造・品質管理等の自動化、リモート化技術、さらにはコロナ対策の更なる向上のための非接触型技術を実際の食品製造や飲食店等の現場にモデル的に導入、実証し、生産性向上を図る計画を対象とします。

<補助対象条件>

- ・本事業を実施する生産ライン又は店舗等において、労働生産性の伸び率が対前年比 3%以上向上する(※)計画であること。
 - ・当該事業によって、他の企業や他の分野への波及効果が見込めるものであること。また、そのために生産性向上効果や投資額に対する費用効果など、積極的な情報公開を行うことができること。
 - ・成果の横展開等に関わる事業の終了後のフォローアップ調査に対応できること。
- ※実証実験を行い、その測定結果に基づく実生産ラインでの効果のシミュレーションを含む。

② 単独事業者

<申請内容>

コンソーシアムの内容と同様。

<補助対象条件>

コンソーシアムの内容と同様

(2) 改良事業

① コンソーシアム

<申請内容>

AI、ロボット、IoT 等を活用した自動化技術等を、業界の大宗を占める多くの中小企業が導入できるよう、低コスト化や小型化に関する改良の取組を行い、生産性向上に資する計画を対象とします。

<補助対象条件>

- ・本事業で低コスト化や小型化等の改良を行った技術の導入により、生産ライン又は店舗等において、労働生性

の伸び率が対前年比3%以上向上する(※)計画であること。

- ・当該事業によって、他の企業、特に中小規模の事業者への波及効果が見込めるものであること。また、そのために生産性向上効果や投資額に対する費用効果など、積極的な情報公開を行うことができること。
- ・成果の横展開等に関わる事業の終了後のフォローアップ調査に対応できること。

※実証実験を行い、その測定結果に基づく実生産ラインでの効果のシミュレーションを含む。

②単独事業者

<申請内容>

コンソーシアムの内容と同様

<補助対象条件>

コンソーシアムの内容と同様

なお、すべての事業において、得られた成果物・効果について、業界全体への横展開を進めるための取組(廉価での販売等)を行うこととします。また、当該特許の取得により、相当な利益を得た場合は、補助金の一部または全部に関して、国庫への返還を要求する場合があります。

1.7 補助対象経費

本事業を実施するために要する経費として、次表に掲げる経費を補助対象経費とします。

(1) モデル実証事業

生産性向上技術のモデル実証に係る経費。以下の区分ごとに整理してください。

区分	内容
I. 生産性向上機器導入経費等	生産性向上機器導入経費として購入・設置に係る経費(リースによる導入も含む)等 実証に係るシステムの費用等
II. エンジニア経費等	システム・設備メーカー、システムインテグレーター等によるエンジニア費用等

<補足>

- ・ それぞれ経費について見積書と整合する形で計上する費用の内訳を明確にしてください。
- ・ 生産性向上機器導入経費等については、設備調達費(外部購入)と、製造加工費(製造費、部品代含む)を分けて内訳を記載してください。ただし、他製品などとの共通のものは、製造原価として提示可能な範囲でも良いものとします。
- ・ 生産性向上機器導入経費については、見積書の根拠となる仕様が明記された資料を提出してください。
- ・ エンジニア経費は、開発/設計など検討に関するものと、設置/調整等具体的な作業に関わるものに分けて記載してください。エンジニア経費は項目や単価と工数の内訳を明確にすること。単価が技術者ランクに応じて異なる場合は必要な単価を提示してください。

(2) 改良事業

生産性向上技術の改良に係る経費。以下の区分ごとに整理してください。

区分	内容
I. 生産性向上機器改良経費等	生産性向上機器の改良経費として購入・設置に係る経費(リースによる導入も含む)等 改良に係るシステムの費用等
II. エンジニア経費等	システム・設備メーカー、システムインテグレーター等によるエンジニア費用等

<補足>

モデル実証事業と同様

(留意事項)

- ① 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとします。なお、経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分して行うもののみとします。
- ② 補助事業実施主体は、本事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、当該導入事業の運営上、一般の競争に付することが困難な場合または不相当である場合は、その理由を書面により明らかにしてください。
- ③ 次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、補助金額に含めることができません。
 - (1) 建物等施設の建設又は不動産取得に関する経費
 - (2) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
 - (3) 補助金の交付決定前に発生した経費
 - (4) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税
 - (5) 機器のレンタル、および中古品に係る費用
 - (6) 実施に係る各種経費(外部会議室費用、構成員の交通費・宿泊費・飲食費・日当など)
 - (7) プロジェクトマネジメント等のコンサルティング費用
 - (8) モデル実証を実施する製造ラインまたは店舗等を有する者が雇用する従業員の人件費やエンジニア経費等の費用
 - (9) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費
 - (10) 補助の対象としない経費として実施要領で定めるもの
- ④ リースを活用する場合、対象設備を利用する事業者を代表事業者とし、対象設備を保有するリース事業者を共同申請者とした共同申請とします。また、1つの申請内で複数のリース会社(共同事業者)を利用して申請していないことが条件となります。また、リース契約については、次に掲げる要件のすべてを満たすものに限ります。なお、この場合の補助金は、対象設備の購入を行ったリース事業者(代表事業者)へ支払うこととします。
 - ア リース期間中の途中解約又は解除が原則できない契約であること。
 - イ 対価が対象設備の取得価額並びに利子、固定資産税等、損害保険料及び手数料の額の合計額となる契約であること。
 - ウ リース期間が1年以上であり、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)

で定める耐用年数(法定耐用年数)以内の契約であること。

エ 中古品の対象機器をリースする契約でないこと。

オ 親会社、子会社、関連会社又はこれに準ずるもの間での契約でないこと。

カ 交付申請時に予定していたリース期間を通じて契約が継続していること。

⑤ 本事業を実施することにより特許権等が発生した場合には、その特許権等は補助対象事業者に帰属しますが、特許権等の帰属に関し、次の条件を遵守するものとします。

(1) 本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく、当該出願又は取得の状況について、JMAC に報告すること。

(2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。

(3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。

(4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に JMAC と協議して承諾を得ること。

⑥ 補助対象事業者が、当該事業の実施により相当の収益が生じたと認められるときは、JMAC は補助対象事業者に対し、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、納付を命ずることがあります。

1.8 補助率および補助金上限額

補助金の補助率及び上限額は以下の通りです。

(1) モデル実証事業

① コンソーシアム

補助率: 1/2 以内

補助金上限: 2,500 万円/コンソーシアム

※採択企業数及び導入システム・設備の内容等により判断いたします。

※1コンソーシアムあたりの金額をお約束するものではありません。

採択数、事業計画内容等によって補助金額が下がることがあります。

② 単独事業者

補助率: 1/2 以内

補助金上限: 2,000 万円/社

※採択企業数及び導入システム・設備の内容等により判断いたします。

※1社あたりの金額をお約束するものではありません。

採択数、事業計画内容等によって補助金額が下がることがあります。

(2) 改良事業

① コンソーシアム

補助率:1/2 以内

補助金上限:2,500 万円/コンソーシアム

※採択企業数及び改良される設備や機器・システムの内容等により判断いたします。

※1社あたりの金額をお約束するものではありません。

採択数、事業計画内容等によって補助金額が下がることがあります。

②単独事業者

補助率:1/2 以内

補助金上限:2,000 万円/社

※採択企業数及び改良される設備や機器・システムの内容等により判断いたします。

※1社あたりの金額をお約束するものではありません。

採択数、事業計画内容等によって補助金額が下がることがあります。

リースを活用する場合の生産性向上機器導入経費部分の補助金額は、次の算式によるものとします。

補助金額＝「リース物件購入価格(税抜き)」×(「リース期間」÷「法定耐用年数」)×補助率

なお、補助対象は最大でも事業対象期間となります。また、補助対象経費に補助率を掛け合わせた補助金額が上限を上回る場合、申請された事業が補助対象として認められれば、補助額の上限の範囲内で交付されます。

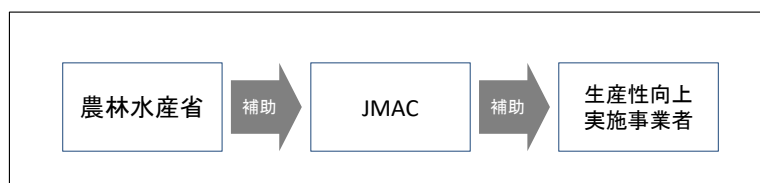
当該補助金には、消費税及び地方消費税相当額を含みません。

本補助金と、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)の併用はできません。

1.9. 補助事業期間

交付決定の日を事業開始日とし、事業完了後、令和6年2月15日までに実績報告書を提出してください。

1.10 事業全体のスキーム



1.11. 事業の全体スケジュール

予定	生産性向上実施事業者	JMAC
<p>●公募期間 令和5年3月6日(月) ～令和5年6月5日(月)</p>	<p>申請書の申請 (計画書等必要書類の提出)</p>	
<p>●審査－交付決定 6月下旬予定 ※申請件数・審査状況により変更 となる場合があります。</p> <p>●事業完了</p> <p>●実施報告及び精算払い請求</p> <p>●補助金の支払 (令和6年3月末予定)</p>	<p>交付申請</p> <p>事業開始 (交付決定後)</p> <p>契約・発注</p> <p>事業実施</p> <p>中間検査</p> <p>事業完了 (生産性向上の報告書等の納 品完了/全ての支払い完了)</p> <p>実績報告書・成果報告書の作 成・提出 (令和6年2月15日まで)</p> <p>概算払い請求</p>	<p>提案内容の審査/採択決定 (必要に応じて個別ヒアリン グ実施)</p> <p>交付決定</p> <p>成果状況の確認 (基本的に集合説明、個別ヒ アリング実施)</p> <p>確定検査実施 (書類検査又は現地検査実施)</p> <p>確定通知発行</p> <p>補助金の支払</p>
<p>●事業完了以降</p>	<p>成果の公表・追跡調査への協 力</p>	

- ※ 確定検査で基準を満たしていない場合は、補助金の支払ができない場合があります。
- ※ 審査プロセスとしては、書類審査後、追加審査(プレゼンテーション)を行います。追加審査については JMAC が提示した候補日の中から調整させていただきます。
- ※ 追加確認などが必要な場合は追加審査にて確認させていただくことがあります。対象となる事業者には JMAC より書類審査後速やかに連絡します。
- ※ 追加審査は JMAC 本社(東京)にて実施する場合があります。その場合の実施会場までの必要経費(交通費、宿泊費等)は各社にてご負担ください。
- ※ 期限内に報告内容の確認や修正などの対応が必要となることがあり JMAC とのやり取りが頻繁に発生する可能性もあるため、連絡担当者を明確にしてください。

2. 公募から申請、審査、交付決定まで

2.1. 公募

JMAC は、実施事業者の一般公募を行います。

JMAC ホームページの公募関連情報(<https://jmac-foods.com/adopted/1338/>)を随時掲載します。

2.1.1 受付方法

メール又は補助金申請システム「jGrants」での応募を受け付けます。

jGrants では、電磁的記録による申請を受け付けるとともに、当該申請システムを通じて行われた申請に対しては原則として、当該申請システムで通知等を行います。jGrants を利用するには、G ビジネス ID (法人共通認証基盤。以下「G ビズ ID」という。)の取得が必要です。G ビズ ID が取得できない場合は、郵送で申請してください。

2.1.2. 公募期間

公募開始:令和5年3月6日(月)

公募終了:令和5年6月5日(月) 17:00

- ※ 郵送、持ち込みは受け付けません。
- ※ jGrants を利用する場合、締め切り日の17時までに申請を実施したものを受領します。jGrants を利用するにあたり必要となる G ビズ ID の取得には2~3週間かかるため余裕を持って準備してください。

2.1.3 応募書類

以下の資料をすべて作成してください。

申請する事業者は、所定の様式を用いて、申請書類を一式作成し、JMAC に提出してください。

<提出書類一覧> 以下は応募提出資料として必須のものとなります。

No.	書式	書類名称	備考
1	指定	補助事業申請書 (別紙様式1-1)	
2	指定	応募者に関する事項 (別紙様式1-2)	
3	指定	事業計画書(別紙様式2)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始は交付決定日 ・終了日は令和6年2月15日とする。 ・終了日まで成果評価含め全て完了させること。
4	指定	経費内訳書(総括表および経費積算根拠)(別紙様式3)	
5	指定	事業計画サマリ(別紙様式4)	
6	指定	農林水産業・食品産業の作業安全のための規範 チェックシート(別紙様式5)	
7	指定	提出書類自己チェック表(別紙様式6)	
8	自由	事業計画補足説明書 ※工場のレイアウト、QC 工程表、組織概要図、導入予定システム・設備がある場合はスペック・カタログ、今後の世の中への普及見通し等)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書を補足する資料 ・設備やシステムの導入に際しては、仕様に基づき定量的な導入成果をシミュレーションした結果を添付すること ・改良・構築した設備やシステムを世の中にどのように広めるのか、展開余地や波及効果、販売計画に関する情報を具体的に記載している資料を添付すること
9	自由	見積書 ※見積りは3社分提出してください ※見積り1社のみは原則として審査の対象となりません 選定理由書 ※最終的な発注先の選定理由書	<ul style="list-style-type: none"> ・見積り有効期限内および3ヶ月以内のもの ・設備導入の見積りにおいては型番や仕様条件などを明記すること ・選定理由書には経済合理性の他に当該類似案件の実績や優位性を判断できる情報を記載・添付すること
10	自由	会社概要等	<ul style="list-style-type: none"> ・会社名、業種、製品、資本金、従業員の項目が入った概要資料や会社パンフレットでも可
11	自由	決算書(財務諸表)	<ul style="list-style-type: none"> ・直近3期分の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書) ・コンソーシアムについては、代表事業者の決算書を提出すること。
12	自由	組織運営に関する規約等 ※コンソーシアムのみ	<ul style="list-style-type: none"> ・コンソーシアムの構成員すべての会社概要、コンソーシアムでの役割分担等を記載した資料。

※ 採択決定後、交付申請時には商業登記簿謄本が必要となります(上場企業除く)。

2.1.4. 書類提出先

JMAC 食品産業労働生産性向上技術導入実証事業 事務局
maff_foods@jmac.co.jp

①件名

- ・メールの件名は「【R4 生産性向上事業】事業名・応募団体・正式会社名〇/〇」としてください。
例)【R4 生産性向上事業】モデル実証・コンソ・(株)●●フーズ 1/1

②ファイル名

- ・メールに添付するファイル名は「様式番号・書類名称・会社名(略称可)〇/〇」としてください。
例)別記様式 1-2・応募者に関する事項・JMAC1/1

③注意事項

- ・複数の提出書類を1つのファイル(zip 等)にまとめないでください。
- ・確認作業を行うため、Word や Excel、PowerPoint は PDF に変換しないでください。
- ・40MB を超える場合は、分割して送信してください。なお、分割しない場合も含め、送信メールの件名及びファイル名の最後に「1/1」や「1/3」など、何分割の何番目であるかを必ず記載してください。

<お問い合わせ先>

公募に関するお問い合わせ、申請方法等の相談・連絡については、下記メールアドレスにて承ります。

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-1-22 日本能率協会ビル 7 階
株式会社日本能率協会コンサルティング
JMAC 食品産業労働生産性向上技術導入実証事業 事務局
担当:寺脇、丹羽 宛
メールアドレス:maff_food_innovation@jmac.co.jp

なお、ご連絡に際しては、以下の要領に沿って件名を記載してご連絡ください。(記載がないと気づくのが遅れたり、内容の確認に時間がかかる恐れがあります)

件名	【R4 生産性向上事業】※1〇〇※2(〇〇社)※3
----	---------------------------

- ※1 冒頭に【R4 生産性向上事業】と記載してください。
- ※2 メール本文の目的と何が書かれているか分かる文言を記載してください。
- ※3 末尾に()で企業名を記載してください。

2.2. 審査

外部の有識者で構成される審査委員会が審査を行い、本事業の目的を達成するために有効と認められる事業を選定します。審査基準は別紙のとおりです。

なお、審査は非公開とし、審査の経過や結果に至った理由等に関する問い合わせには応じないものとします。また、申請者に対して、必要に応じてヒアリングを実施します。

2.3. 採択決定

JMAC は、申請された事業が補助の要件等を満しており、補助金を交付すべきものと認められるものについて、審査委員会の結果に基づき予算の範囲内において採択の決定を行い、採択決定通知書により申請者に通知するとともに、JMAC のHPに掲載いたします。(採択決定及びその他の JMAC からの連絡等は、全て「連絡担当窓口」に記載されている住所、電話・FAX番号、電子メールアドレス宛に行います。また、連絡がつかない場合や、同担当者が申請内容を十分理解されていない場合は採択しないことがあります。)

なお、本事業の効率的・効果的な実施のため、JMAC が必要に応じて助言及び指導を行うことがあります。

採択決定後は別途実施規程に詳細な手続き及び必要な様式を定めていますので、実施規程に基づいた様式の提出を求めます。

2.4. 交付決定

採択通知を受けた申請者は、所定期間内に所定の交付申請書を作成の上、JMAC に提出し、内容確認等を経て補助金の交付決定となります。

補助対象事業者に対して実際に交付する補助金の額は、補助対象事業者から実績報告書の提出を受けた後に JMAC が実施する「確定検査」により決定されるものであり、(3.3. 補助金額の確定及び補助金交付参照)、交付決定通知書に記載の額でないことにご留意ください。

3. 事業開始～補助金交付

3.1. 事業の開始及び事業完了

3.1.1. 事業の開始

補助対象事業者は、JMAC から交付決定通知を受けた後に補助事業を開始(設計・システム・設備などの発注等)するものとし、以下の点に留意してください。

- ① 発注日、契約日は、JMAC の交付決定日以降であること。また、見積りの有効期限と発注日、契約日の不整合がないことも合わせて確認をすること。
- ② 原則として競争入札又は複数の見積りによって相手先を決定すること。相手先を選定した理由を明確にし、選定理由書(書式自由)にて提出すること。
 - ※ 見積りは3社分提出してください
 - ※ 見積り1社のみは原則として審査の対象となりません。
- ③ 当該年度に実施された設計・システム・設備導入等については、当該年度中(または、補助事業実績報告書提出の前まで)に対価の支払い及び精算が完了すること。
- ④ 事業の経費は区分ごとに集計し、事業終了時に実績と対比ができるように考慮すること。

3.1.2. 計画変更等

補助対象事業者は、申請時の事業の内容を変更、補助事業に要する経費の区分ごとに配分された額の変更、補助事業の中止または廃止等をしようとするとき、もしくは、事業計画に示されている設備やシステムの仕様を変更するときは、事前に JMAC の承認を受ける必要があります。

なお、何らかの理由により補助対象経費が増額となる場合であっても、補助金額の増額は原則認められません。

変更にもなう承認の要否にかかわらず、事業計画の変更時は、事前に JMAC への連絡・相談を行ってください。

3.1.3. 申請の取下げ

採択後、申請者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募の評価の際に減点を行うことがあります。

3.1.4. 事業実施

申請された計画に基づき、事業を適切に実施してください。実施状況については補助対象事業者が主体的に把握し、積極的に推進してください。計画通り事業が実施できないことが明らかになった際には、速やかに JMAC に報告・相談を行ってください。報告・相談すべき事項の放置や大幅な遅延連絡等、適切な対応・推進が行われていないことがみられる場合には、採択を取り消す場合があります。よって、確実に事業が遂行できる計画を立案し、体制を構築してください。

3.1.5. 中間報告・検査

事業実施期間中に進捗の報告義務があります。報告形式は報告会（年度内に2～3回程度を想定）への参加を想定しています。

詳細は、別途 JMAC よりご案内をいたしますが、具体的な事業の内容を報告できる参加者の人選など具体的に計画立案時に考慮し、実施・進捗管理を進めてください。

また、セミナーなどでの発表も想定していますので、その際はご協力をお願いします。

補助対象事業者は事業期間中、別途 JMAC が指定する期日までに中間報告を提出する必要があります。また、必要に応じて現地検査を行います。

3.1.6. 事業の完了

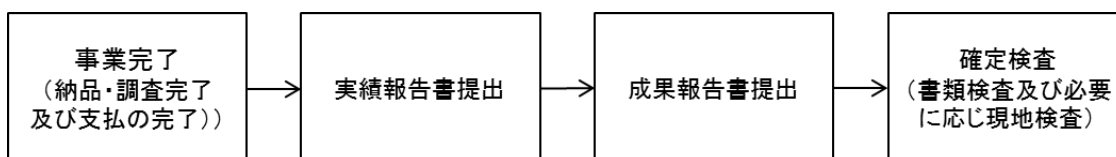
当該年度の補助事業は、納品後事業計画の実施及び補助対象事業者における支出義務額（補助対象経費全額）の支出完了（精算を含む。）をもって事業の完了とします。

また、補助対象事業者から外注先等への代金支払方法は、原則金融機関の振込で行ってください。クレジット契約、割賦契約等による支払いも可能ですが、実績報告前に支払が完了している必要があります。支払の事実を証明できる証憑を準備してください。

3.2. 完了報告

3.2.1 完了報告

補助対象事業者は、当該年度の補助事業が完了した場合は所定の事業期間終了日（令和6年2月15日）までに実績報告書及び成果報告書を提出して下さい。



3.2.2. 提出書類一覧

No.	書式	書類名称	備考
1	指定	実績報告書	様式は別途指示
2	自由	成果報告書	※取り組み内容の詳細(導入設備・工程の写真など)、 成果算出の根拠、次年度以降の継続的成果確認の 計画などを含む内容 ※本書類は公開される場合があります ※コンソーシアムを構成するすべての事業者に報告を 求めます
3	自由	経費一覧および証憑	費用請求に必要な経費の一覧と対応する領収書・記 録

3.2.3. 完了報告書類の提出期限

上記書類の提出期限は令和6年2月15日とする。

3.3. 補助金額の確定及び補助金交付

3.3.1. 補助金額の確定

JMAC は補助対象事業者からの実績報告書の提出を受けた後、書類検査および必要に応じて行う現地検査(以下「確定検査」という。)を行い、事業の成果が採択決定の内容に適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に通知します。

なお、確定検査を行うにあたって補助対象事業者に用意して頂く書類は交付決定後に別途お知らせします。

※ 交付決定内容と異なるシステム・設備が設置されている場合、補助金の支払を行いません。

※ 計画書記載の内容が十分に行われていない場合、補助金の支払を行いません。

自社調達によってなされた設計、製作、物品購入等については、原価計算により利益相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とします。また、関係会社からの調達分についても、原則、原価計算などにより、利益相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とします。

<利益排除について>

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分(工事を含む。)がある場合には、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり利益等排除方法を定めます。

1 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者(間接補助事業者を含む。以下同じ。)が以下の(1)から(3)までの関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。)は、利益等排除の対象とします。

(1) 補助事業者自身

- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 補助事業者の関係会社（補助事業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに補助事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（2）を除く。以下同じ。）

2 利益等排除の方法

(1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これにより難しいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

(3) 補助事業者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これにより難しいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出していただきます

3.3.2. 補助金の支払

補助対象事業者は、JMACの確定通知を受けた後に精算払請求書を提出し、その後、補助金の支払を受ける事になります。

3.3.3. 財産管理

補助対象事業者は、補助事業の実施により取得した財産等（取得財産等）について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、特に保守についてはその実施内容、体制等を充分整備し、故障等によるシステム・設備利用率の低下を最小限にするなど、補助金の交付の目的に従って、その効率的、効果的運用を図る必要があります。

また、取得財産等の管理にあたっては、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分制限期間内に取得財産等を処分（補助金交付申請書に記載された補助事業の目的及び内容に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとする時は、あらかじめJMACの承認を受ける必要があります。

従って、補助対象事業者において上記の処分あるいは処分に該当する可能性のある手続きを行う必要が生じ

た場合は、一切の手続き(例:財産を担保に供する場合の金銭消費貸借契約手続)を開始する前に「財産処分承認申請書」を提出してください。

3.3.4. 補助金の返還、取消、罰則等

万一、実施規程に違反する行為がなされた場合は、以下の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ・ 実施規程に基づく交付決定の取消及び補助金の返還、加算金の計算及び納付、延滞金の納付。
- ・ 相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。
- ・ JMAC の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ・ 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から JMAC に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- ・ 補助対象事業者等の名称及び不正の内容の公表。

4. その他

4.1. 情報の利用について

JMAC は、補助金の採択決定時に、補助対象事業者名、事業名等を JMAC ホームページで公表します。なお、個々の情報の公表、非公表の取り扱いについては、情報公開法に基づく情報開示に準ずることとします。

採択された事業計画の評価・調査等の結果・事業実施主体から提供された情報等を「本件情報」といい、本件情報をもとに JMAC が作成した本事業の事例に関する動画や電子データ、事例集冊子等を「本事業の成果物」という。国(国の指定する者を含む)及び JMAC は本件情報と本事業の成果物を自由に利用(公開を含む)することができます。国(国の指定する者を含む)及び JMAC は、本事業の成果物の公開の範囲、期間及び利用方法(本事業の実施期間終了後を含む)を決定することができます。なお、本事業の成果物の著作権は JMAC に帰属します。

4.2. 事業終了後の報告について

事業年度から起算して3年間、実証データの収集・分析・導入効果等についての報告及び当該内容や各種データ等の公表を JMAC へ提出する必要があります。

4.3. 秘密の保持

提出された申請書は、補助対象事業者の選定に使用します。審査委員には守秘義務がありますが、提出された申請書は全て審査委員に開示されます。また、事業計画書の内容に関しては、国又は JMAC から公表される場合があります。

取得した個人情報については、事業計画実施体制の審査のために利用します。また、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。ご提供いただいた個人情報は、上記の利用目的以外で利用することはありません(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます)。

(別紙)

公募審査基準

1. 事業の目的、内容及び実施方法

1.1 事業目的

【基礎】事業の目的が、本公募要領が示す事業の目的に合致しているか。

【基礎】事業内容が単に自社に対してではなく業種・業態への波及効果について十分な説明があるか。

1.2 事業内容

【基礎】単なる設備導入でなく、事業の内容(モデル実証事業:製造・品質管理等の自動化、リモート化技術、さらにはコロナ対策の更なる向上のための非接触型技術等、改良事業:低コスト化や小型化に関する改良)に合致した実証の内容となっているか。

【基礎】目標は測定可能なものとして定義され十分に検証され得ることが期待できるか。(事業対象範囲(ライン・工程・作業や製品、店舗等)としての目標が明確になっているか)

【基礎】事業の内容において、労働生産性が対前年比3%以上向上する計画となっているか。(実証実験を行い、その測定結果に基づく実生産ライン、店舗等での効果予測による労働生産性が対前年比3%以上向上する計画となっているか。)

【基礎】事業内容が、業界の模範となるような投資効率を創出する見込みがあるか。

【加点】事業内容が、業界における課題解決として高い効果を狙う取組であるか。

【加点】事業実施計画における労働生産性の向上計画について、そのロジックが明確で説得力のあるものとなっているか。

【加点】設備やシステムの自社への導入に加え、他社への展開・導入に関する取組や見通しが記載されているか。

【加点】農林水産物・食品の輸出拡大や、日本の食・食文化の海外発信に寄与するか。

2. 事業実施方法・実施計画

【基礎】事業目的・内容に対し、事業実施計画が具体化・詳細化されており、効率的かつ実現可能なものになっているか。(導入する設備やラインの改革要件から定量的に成果・効果を試算し、実験・検証の道筋が示されているか)

【基礎】事業実施計画における投資金額が、妥当性のあるものになっているか。

【加点】各実施事項の実施期間は効率的・効果的に実施するための工夫を踏まえ適切に設定されているか。

【加点】設備やシステムの導入に際して、仕様に基づき定量的な導入成果をシミュレーションした結果が示されているか。

3. 事業実施体制

【基礎】事業の実施体制図及び役割が、事業内容と整合しているか。

【基礎】要員数、体制、役割分担が明確にされているか。

【加点】本事業事務局からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。

【加點】事業実施主体者に事業遂行に不可欠な専門知識・ノウハウ等の蓄積があるか。

【加點】労働安全に関し、適切な安全衛生管理に対応できる体制が備わっているか。特に、以下ア、イのうちいずれかを満たしているか。

ア 労働安全衛生マネジメントシステム規格である ISO45001、JISQ45001 又は JISQ45100 の認証を受けていること。

イ 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針(平成 11 年労働省告示第 53 号)に基づく取組を行っていることについて労働安全衛生コンサルタント(国家資格)の確認を受けていること。

4. 事業遂行のための経営基盤・管理体制

【基礎】事業遂行のための健全な経営(財務)基盤を有しているか。

【基礎】支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等を有しているか。

【加點】事業遂行のために、受注者として、確実な経理処理が出来ることが確認できるか。